

しせつたいけい ちいきせいかつしえんじぎょう みなおし じちたい やくわりほうこくしょ 施設体系～地域生活支援事業の見直しと自治体の役割報告書

1

I. はじめに

とうさぎょうち ーむ しえん はざま ひと ひつよう ふくし
当作業チームでは、これまで支援の狭間にいた人たちに必要な福祉

さーびす でい げんこう かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ ちいき
サービス（D-1-1）や、また、現行の介護給付、訓練等給付と地域

せいかつしえんじぎょう くぶん そうごうふくしほう しえんたいけい ありかた せいかつこうぞう
生活支援事業の区分、総合福祉法での支援体系のあり方や生活構造

に ーど もとづいたしえんたいけい かんてん ねんとう でい ちいきせいかつ
やニードに基づいた支援体系という観点を念頭に、D-1-5地域生活

しえん でい こみゆにけーしょんしえんじぎょうおよ えふ ちいきせいかつ
支援事業、D-1-6コミュニケーション支援事業及びF-1地域生活

しえんせいび そち F- じりつしえんきょうぎかい けんとう はんい
支援整備のための措置、F-2自立支援協議会を検討の範囲とし、

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう さーびすたいけいおよびじちたい やくわり
障害者総合福祉法（仮称）におけるサービス体系及び自治体の役割

すがた ちいきせいかつ けんり しょうがいしゃけんり じょうやく だい
のあるべき姿について、地域生活の権利（障害者権利条約第

じょう ほしょう ねんとう せいり
19条）の保障を念頭に整理した。

だい1かい 10がつ13にち さーびすたいけい げんこう きゅうふくぶんなど
第1回（10月13日）では、サービス体系（現行の給付区分等）、

ちいきせいかつしえんじぎょう とうがいじぎょう しく こみゆにけーしょんしえん
地域生活支援事業（当該事業の仕組み）、コミュニケーション支援

じぎょう ちょうかくしょうがいしゃ もう しゃ しかくしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃなど
事業（聴覚障害者、盲ろう者、視覚障害者、知的障害者等を

ふく いどうしえんじぎょう がいどへるぶなど しく など ろうどうぎょうせい
含む）、移動支援事業（ガイドヘルプ等の仕組み等、労働行政や

きょういくぎょうせい わくわりぶんたん にちじょうせいかつようぐ きゅうふとうじぎょう ちいき
教育行政との枠割分担）、日常生活用具の給付等事業、地域

せいかつ しげんせいび しょうがいふくしけいかく ふく じりつしえんきょうぎかい じちたい
生活の資源整備（障害福祉計画を含む）、自立支援協議会、自治体

やくわり げんじょう かだい すがた けんとう おこな
の役割について、現状と課題、あるべき姿について検討を行った。

だい2かいい 11がつ19にち ぜんかい ほうこく ぎろん う こじん しえん
第2回目(11月19日)は、前回の報告と議論を受け、①個人への支援

ちい けあ じちたい きばんせいび おお けあ いったいてき むす
(小さなケア)と自治体の基盤整備(大きなケア)を一体的に結び

ほうさく ちいきいこう ほうもんしえん につちゅうかつどうしえん
つけるための方策、②地域移行や訪問支援・日中活動支援・

こみゆにけーしょんしえん いどうしえん ふく しゃかいさんかかつどうしえん きょじゅう
コミュニケーション支援・移動支援を含む社会参加活動支援・居住

しえん こうかてき すす じちたい やくわり けんとう ちいき
支援を効果的に進めるためのあるべき自治体の役割の検討、③地域

せいかつしえんじぎょう わくぐ とら なお のこ ろんてん かん
生活支援事業という枠組みの捉え直し、④残された論点に関する4

てん ベーす すうちもくひょう さだ じちたい れべる せいび
つの点をベースに、i. 数値目標を定めて自治体レベルで整備す

きんきゅう じゅうよう ちいきせいかつ きばん そうだんしえんたいせい ちいきじりつ
べき緊急かつ重要な地域生活の基盤や相談支援体制や地域自立

しえんきょうぎかい かか ちゅうちようきてき しょうがい りかい ふきゅうけいはつ
支援協議会の関わり、ii. 中長期的な障害の理解・普及啓発に

かん じちたい やくわり こみゆにけーしょんしえんおよ いどうしえん
関する自治体の役割、iii. コミュニケーション支援及び移動支援の

こべつきゅうふか せいどせつけい ほんい ちいきせいかつしえんじぎょう み
個別給付化における制度設計やその範囲、v. 地域生活支援事業の見

なお じちたい やくわり かん ぎろん じゅうよう かだい
直しと自治体の役割に関して議論されていない重要な課題につい

けんとう おこな
て検討を行った。

けんとう ふ だい3かい 12がつ7にち とうがい
そして、これまでの検討を踏まえ、第3回(12月7日)では、当該

さぎょうちーむ いけんと む さぎょう しょうがいしゃそうごうふくしほう
作業チームの意見取りまとめに向けた作業と、障害者総合福祉法

かしょう ちいきせいかつしえんじぎょう みなお じちたい やくわり
(仮称)における地域生活支援事業の見直しと自治体の役割やある

すがた ほうこうせい せいり
べき姿とその方向性を整理した。

II. 結論

こみゆにけーしょんしえん かくりつ もう しゃつうやく かいじょ ふく
1. コミュニケーション支援の確立（盲ろう者 通訳 介助含む）

ろんてんでい_ でい でい でい
（論点 D-1-2、D-1-5、D-1-6、D-3-1）

けつろん
結論

こみゆにけーしょんしえん しえん ひつよう しょうがいしゃ
コミュニケーション支援については、支援を必要とする障害者に
たい しゃかいせいかつ なか たいおう ひつよう きじゆん もう ぎむてきけいひ
対し、社会生活の中で対応すべき必要な基準を設け、義務的経費で
むりよう とく もう しゃ こみゆにけーしょんしえん かん
無料とする。特に、盲ろう者のコミュニケーション支援に関しては、
いどうかいじょ ふく うんよう もと じょうきしえん きばんせいび
移動介助を含めた運用を求める。そして、上記支援の基盤整備のう
えに、さらに 教育・雇用・人権などの観点から必要な支援のあり方
とうがいぶんや ほうりつ ほしょう こと しょうらいてき りっぼう ふく
については、当該分野の法律で保障する事や将来的な立法も含め
けんとう だんかいてき しえん りょう かくだい ひつよう
て検討する。このように、段階的に支援の量を拡大していく必要がある
のではないか。

いどうしえん じりつしえんきゆうふか こべつきゆうふか
2. 移動支援の自立支援給付化（個別給付化）について

ろんてんでい でい でい でい
（論点 D-1-2、D-1-5、D-2-2、D-3-1）

けつろん
結論

いどう かん かいごきゆうふ じゅうどほうもんかいご こうどうえんご
移動に関しては、介護給付である「重度訪問介護」「行動援護」
ちいきせいかつしえんじぎょう いどうしえん ある
と地域生活支援事業の「移動支援」でわかれている。だが、「歩く」
うご はな き み どうよう きほんてきけんり ほしょう
「動く」は「話す」「聞く」「見る」と同様、基本的権利の保障であ
り、自治体の裁量には馴染まないものであり、自立支援給付化が求め
さい きょういく こよう ばめん いどうしえん とうがいぶんや
られる。ただその際、教育・雇用などの場面での移動支援は、当該分野

ほうりつ ほしょう こと もと せいど じゅうふく しちょうそん
の法律で保障する事も求められる。これらの制度の重複、市町村

かくさ つか ふくし はんい ぐたいてき
格差や、使いにくい現状については、福祉の範囲で具体的にどこまで

たいおう ふく だい2きさぎょうち ーむ ぐたいてき けんとう
対応すべきか、も含めて、第2期作業チームで具体的に検討する。

じょうき かん こんごけんとう うえ りつぼうか よてい
● 上記1と2に関しては、今後検討の上で立法化が予定されている

さべつきんしほう なか ごうりてきはいりよ なに さだ うえ そうごう
差別禁止法の中で、合理的配慮とは何か、を定めた上で、総合

ふくしほう なか かばーでき ふくしいがい りつぼう かばー
福祉法の中でカバー出来ない（福祉以外の立法がカバーすべき）

ぶぶん きてい
部分について、規定すべきである。

ちいきかつどうしえんせんたーじぎょう さいへんせい
3. 地域活動支援センター事業の再編成について

ろんてんでい でい
(論点 D-1-2、D-1-5)

けつろん
結論

ちいきかつどうしえんせんたーじぎょう ないよう しゅうろう めん にちゅう
地域活動支援センター事業の内容については、就労の面と日中
かつどう ば めん しゅうろうぶかい だい き ぎろん ふ うえ
活動の場の面があり、就労部会および第2期での議論を踏まえた上

ちいきせいかつしえんじぎょう のこ たじぎょう たいけい とうごう なか
で、地域生活支援事業に残すものと、他事業との体系の統合の中で
じりつしえんきゅうふ わ しょうきぼさぎょうしょ
自立支援給付にするものに分ける。なお、小規模作業所については、

しんたいけい いこう さぎょうしょ かんが だい きさぎょうち ーむ
新体系に移行できない作業所があることに鑑み、第2期作業チーム

もんだいてん けんしょう ぐたいてき けんとう
で問題点の検証とともに、具体的に検討する。

そうだんしえんじぎょう せいねんこうけんせいどおよ さぼーと ふく
4. 相談支援事業（成年後見制度及び居住サポートを含む）につい

て

ろんでんでい
(論点 D-1-5)

けつろん
結論

いりょう ふくし ほけん かくぶんや れんけい とーたる しえん おこな
医療・福祉・保健など各分野が連携したトータルな支援を行うた
めには、相談支援の充実が必要であり、市町村の相談支援機能を
きょうか しょうがいしゃ じんせい とーたる さぼーと
強化するとともに、障害者の人生をトータルにサポートするような
しえん しく ひつよう
支援の仕組みが必要である。

そうだんしえんじぎょうほんたい せんたく けつてい そうだんしえんぷろせす
相談支援事業本体については、選択と決定・相談支援プロセスの
さぎょうちーむ きょうぎけつか ゆだ
作業チームの協議結果に委ねるべきである。

5. 福祉ホーム及び居住サポートについて

ろんでんでい でい
(論点 D-1-2、D-1-5)

けつろん
結論

ふくしほーむ きょじゅうきのおう さーびすたいけい かた
福祉ホームについては、居住機能に応じたサービス体系のあり方
かんが きょじゅうしえん いちぶ ぐるーぷほーむ けあほーむ
を考えれば、居住支援の一部としてグループホーム(GH)・ケアホーム
おな いちづけ じりつしえんほうきゅうふか こうえいじゅうたく
(CH)と同じ位置づけで自立支援法給付化するとともに、公営住宅、
みんかんちんたいじゅうたくなど かつよう ふく しょうがいしゃ きょじゅう ば かくほ
民間賃貸住宅等の活用も含めた障害者の居住の場の確保とい
かんてん せいり
う観点から整理をするべきである。

6. 補装具と日常生活用具のあり方について

ろんでんてい
(論点 D-1-7)

けつろん
結論

にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう ほそうぐ どうよう こべつきゅうふじりつしえん
日常生活用具給付等事業は補装具と同様に個別給付自立支援
きゅうふ
給付とすべきである。

けんりようご し く せいねんこうけんせいど
7. 権利擁護の仕組み(成年後見制度など)

ろんでんてい
(論点 D-1-5)

けつろん
結論

けんりようご し く しょうがいしゃ ひつよう しえん う
権利擁護の仕組みについては、障害者が必要とする支援を受けな
ら自己決定を行えることが、最も大切にされる分野であり、成年
けつてい おこな もっと たいせつ ぶんや せいねん
後見制度そのものを含めた一体的な内容として議論されるべき部分
こうけんせいど ふく いったいてき ないよう ぎろん ぶぶん
である。今後上程が予定される障害者虐待防止法や障害者差別
こんごじょうてい よてい しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう しょうがいしゃさべつ
禁止法でカバーすべき部分と、自治体が主体的に担う部分の役割
きんしほう かぼー ぶぶん じちたい しゅたいてき にな ぶぶん やくわり
分担については、第2期作業チームで検討すべき内容であるが、障
ぶんたん だい きさぎょうち ーむ けんとう ないよう しょう
がい者制度改革推進会議においても議論をする必要がある。

ちいきせいかつ さぼーと じちたい やくわり しょうがい りかい ふきゅう
8. 地域生活のサポートにおける自治体の役割(障害の理解と普及)

けいはつ ふく
啓発を含む)

ろんでんえふ えふ えふ えふ
(論点 F-1-1、F-1-2、F-1-3、F-2-3)

けつろん
結論

きんきゅう　じゅうよう　ちいき　しゃかいしげんせいび　ちいきせいかつ
緊急かつ重要な地域における社会資源整備は、地域生活の
さぼーと　じちたい　じゅうよう　やくわり　ぐたいてき　す
サポートにおける自治体の重要な役割である。具体的には、住ま
そうだんしえん　ろうどう　にっちゅうかつどうしえん　こみゅにけーしょんしえんなど
い、相談支援、労働・日中活動支援、コミュニケーション支援等に
そうごうふくしほうせいていじ　すうねんあいだ　なん　すうちもくひょう　つく
ついて、総合福祉法制定時から数年間で何らかの数値目標を作り、
もにたりんぐ　しく　ぐたいてき　ないよう　だい　きさぎょう
モニタリングする仕組みをつくる。その具体的な内容は第2期作業
ちーむ　けんとう
チームで検討する。

どうじ　しょうがい　もんだい　りかい　ふか　こうぎ　ふきゅう
それと同時に、障害の問題についての理解を深める広義の普及
けいはつ　たと　とっとりけん　と　く　さぼーと
啓発についても、例えば鳥取県で取り組んでいる“あいサポート
うんどう　など　しゃかいぜんたい　いしき　たか
運動”（※）等のような社会全体の意識を高めつつ、中長期的な
せんりやく　じちたいせさく　なか　も　こ　ふきゅうけいはつ　いっぽうてき
戦略として、自治体施策の中に盛り込む。普及啓発は、一方的な
こうか　うす　がっこうきょういく　だんかい　く　かえ　けいはつ
ものでは効果が薄い。学校教育の段階からの繰り返しの啓発が
ひつよう　こうれいしゃしえん　た　ふくしぶんや　れんけい　ふきゅうけいはつ
必要であり、高齢者支援など他の福祉分野と連携した普及啓発が
ひつよう
必要である。

さぼーとうんどう　ちいき　りかい　ふかけつ　かなが
（※）あいサポート運動とは、地域の理解が不可欠という考えをもと
しょうがい　ひと　ちいき　いちいん　く
に、障害のある人が、地域の一員としていきいきと暮らしていく
こくみん　ひろ　しょうがい　とくせい　しょうがい　ひと　はいりょ　しかた
ため、国民に広く、障害の特性や障害のある人への配慮の仕方
し　じっせん　うんどう　いっぽんしみん
などを知っていただき実践していただく運動。一般市民、さまざま
しょうがいしゃだんたい　けんないがい　みんかんきぎょうなど　”　さぼーたー
まな障害者団体や県内外の民間企業等が“あいサポーター”と
さんかきょうりょく　く　ちいきしゃかいづく　うんどう　く
して参加協力し、暮らしやすい地域社会作りのために運動を繰

ひろ へいせい21とし じっし
り広げている。平成21年より実施。

しょうがいふくしけいかく ちいきじりつしえんきょうぎかい こべつしえんけいかく れんどう
9. 障害福祉計画と地域自立支援協議会、個別支援計画の連動

しゃかいしげん せいび ふく
(社会資源の整備を含む)

ろんてんえふ えふ えふ えふ えふ
(論点 F-1-4、F-2-1、F-2-2、F-2-3、F-5-1)

けつろん
結論

ちいきじりつしえんきょうぎかい じつたいてき きのう はつき
地域自立支援協議会が実態的により機能が発揮できるようにする

ほうてきい ち めいかく いいん こうぼほうしき
ためには、法的位置づけを明確にするとともに、委員の公募方式の

さいよう しょうがいとうじしゃ さんかく けいたい じゅうし うんえい
採用や、障害当事者が参画できる形態を重視すること、また運営

しえん かん けんしゅうなど もと どうきょうぎかい せっち きぼ
支援に関する研修等も求められる。同協議会の設置の規模や

けいたい じっしつてき うんえい じちたい さいりょう
形態については、実質的な運営ができるように、自治体に裁量をもたせる。

ないよう かん ちいき かいけつこんなんじれい と く なか
内容に関しては、その地域における解決困難事例に取り組む中で、

ちいきせいかつ じつげんかのう かくしゅしゃかいしげん かいほつ やくわり
地域生活が実現可能となるための各種社会資源の開発の役割や、

しょうがいふくしけいかく やくわり いち すうちもくひょう
障害福祉計画へとつなげる役割として位置づける。また、数値目標

もにたりんぐ もんだい せさくすいしんきょうぎかい やくわりふんたん ふく
のモニタリングの問題は、施策推進協議会との役割分担も含め、

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ ぎろん じょうき やくわり
障がい者制度改革推進会議で議論すべきである。ただ、上記の役割

は ほうほう しちょうそん じつじょう いちさだ はば
を果たすための方法については、市町村の実情によって一定の幅
があつてよい。

とどうふけん しちょうそん しょうがいふくしけいかく と
また、都道府県は、市町村の障害福祉計画を取りまとめるだけで

こういきてき せんもんてきしえん けんち しちょうそん ちいきじりつしえんきょうぎかい
なく、広域的・専門的支援の見地から、市町村の地域自立支援協議会

うんえい じよげん じょうほうていきょう しょうがいふくしけいかく ちいきじりつしえんきょう
の運営の助言や情報提供、障害福祉計画と地域自立支援協

ぎかい しえんけいかく れんどう てだす じんざいいくせいしえん
議会、個別支援計画の連動を手助けするための人材育成支援などに

とく
も取り組む。

こういきてき せんもんてきしえん とどうふけん やくわり
10. 広域的・専門的支援にかかわる都道府県の役割

ろんてんえふ えふ えふ えふ
(論点 F-1-1、F-1-2、F-1-3、F-5-1)

けつろん
結論

そうだんしえんせんもんいん しゅわつうやくしゃ もう しゃ しえんいん つうやく ふく
相談支援専門員、手話通訳者、盲ろう者の支援員（通訳を含む）

しちょうそん じつむたんとうしゃなど じんざいいくせいなど しちょうそん たんどく
市町村の実務担当者等の人材育成等、市町村が単独ではできない

とどうふけん しゅたいてき こういきちょうせい せんもんてき しえん おこな
ことについて、都道府県が主体的な広域調整・専門的な支援を行

しかくしょうがい ちょうかくしょうがい もう じゅうどじゅうふく
うべきである。また、視覚障害・聴覚障害・盲ろう・重度重複

しょうがい じゅうしんしょうがい はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびょう
障害や重心障害・発達障害・高次脳機能障害・難病など、

しょうがい こんなんせい ともな せんもんてき ちしきおよ ぎじゅつ よう しえん
障害の困難性に伴う専門的な知識及び技術を要する支援あるい

そうたいてき すう すく しょうがい たいおう しえん こういきてきせん たーなど
は相対的に数が少ない障害に対応する支援（広域的センター等）

とどうふけん は こういきてき せんもんてきしえん なに
について都道府県の果たすべき広域的・専門的支援とは何か、も

ぐたいてき きてい
具体的に規定する。

ちいきせいかつこう しゃかいてきにゆういん にゆうしょ ふせ せいび
11. 地域生活移行（社会的入院・入所を防ぐための整備）

ろんてんえふ えふ えふ
(論点 F-1-2、F-1-3、F-5-1)

けつろん
結論

ちいきせいかつ きぼう おも しょうがい ひと ちいきせいかつ
地域生活を希望するどんなに重い障害のある人も地域生活が
でき しすてむ つく しゃかいてきにゆういん
出来るような支援システムを創ることによって、社会的入院・
にゆうしょ しんき にゆういん にゆうしょ へ じちたい
入所や新規の入院・入所を減らすためには、自治体にはこれま
いじょう おお やくわり もと じちたい しょうがいふくしけいかく
で以上に大きな役割が求められている。自治体は、障害福祉計画な
ちいきせいかつしえん そくしん けいかく た ちゃくじつ じっこう
どで地域生活支援を促進する計画を立て、それを着実に実行すべ
きである。その内容は、第2期作業チームで具体的に検討する。

III. 理由

げんこう じりつしえんきゆうふ かいごきゆうふ くんれんとうきゆうふ ちいきせいかつしえん
現行の自立支援給付（介護給付、訓練等給付）と地域生活支援
じぎょう くぶん ばあい ちいきせいかつしえんじぎょうぎょう
事業との区分から見た場合、地域生活支援事業については、
しょうがいしゃじりつしえんほううえ さまざま むじゆん とく つ じぎょう
障害者自立支援法上の様々な矛盾が特に詰まっている事業である
い
と言える。

いどうしえん こみゆにけーしょんしえん ふた じぎょう かん ほんらい
移動支援とコミュニケーション支援の二つの事業に関しては、本来
はな き み ある うご きほんてきけんり ほしょう
「話す」「聞く」「見る」「歩く」「動く」という基本的権利の保障
じちたい さいりょう なじ げんじょう
であり、自治体の裁量には馴染まないものでありながら、現状では
じちたい こべつ ほんだん こと もと
自治体が個別に判断する事を求められている。そのことによる
じちたいかんかくさ しんこく もんだい にちじょうせいかつようぐきゆうふとう
自治体間格差も深刻な問題である。また、日常生活用具給付等

じぎょう じりつしえんきゅうふ ほそうぐ めいかく ていぎじょう ちが
事業は、自立支援給付である補装具との明確な定義上の違いも
ふめいりょう じりつしえんほうせこうぜんご こっかざいせい せいやく つよ
不明瞭である。自立支援法施行前後における国家財政の制約が強く
はたら けっか こんごさ ー び すしきゅう の よそく じょうき
働き、結果として今後サービス支給の伸びが予測されそうな上記の
かくしゅしえん じりつしえんきゅうふか かんが
各種支援が、自立支援給付化されなかった、とも考えることができる。
ふげん さーびす しょうがいしゃ ちいきせいかつしえん ふかけつ
附言すれば、これらのサービスは、障害者の地域生活支援に不可欠で
いま けんりせい じゅうぶん みと しえん
あり、かつ今までその権利性が十分に認められてこなかった支援
るいけい
類型である。

ちいきせいかつしえんじぎょう じりつしえんきゅうふ ぎむてきけいひか
地域生活支援事業は、できるだけ自立支援給付・義務的経費化し、
じちたい さいりょう のこ ほう のこ ほうこう ただ
自治体の裁量として残す方がよいものは残すという方向にする。但
じりつしえんきゅうふ ぎむてきけいひか ないよう ていきょう
し、自立支援給付・義務的経費化した内容については、その提供す
しえんないよう おう おうえきふたん げんそく はいし かりにふたん もと え
る支援内容に応じて、応益負担の原則は廃止し、仮に負担が求め得
ばあい ていりつふたん ほんにん しょとく
られる場合であっても、定率負担とすることなく、また本人の所得を
きそ い もんだい かいしょう
基礎とするとということが言え、これらの問題を解消するためには、
ちいきせいかつしえんじぎょう ばっぼんてき みなお もと
地域生活支援事業の抜本的な見直しが求められている。

IV. おわりに

ほか さぎょうち ー む けんとうようぼう いけんしょていしゅつす
1. 他の作業チームへの検討要望（意見書提出済み）

いどうしえん ほうもんけいち ー むおよ ち ー む ぎろん ようぼう
(1) 移動支援にかかる訪問系チーム及び就労チームへの議論の要望

いどうしえん はんい にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ さまざま
移動支援の範囲については、日常生活や社会生活における様々
な場面への支援が必要とされるところだが、教育や労働（通学・
通勤）における移動支援については、教育あるいは労働との一体的
な保障という観点から検討することが必要と思われる。

ちいきかつどうしえん せんたー さいへんせい しゅうろうちーむ ぎろん
(2) 地域活動支援センターの再編成にかかる就労チームへの議論の
ようぼう
要望

ちいきかつどうしえん せんたー さいへんせい けんとう じりつしえんきゅうふか
地域活動支援センターの再編成の検討については、自立支援給付化
も含めて検討していかなければならないと考えるところだが、現在
の地域活動支援センターの事業体系には、就労にかかわることも多
く、当チームだけの検討では不十分であると思われ、就労チームで
も検討する必要があると思われる。

かぞくしえん しょうがいじちーむ ぎろん ようぼう
(3) 家族支援にかかる障害児チームへの議論の要望

ちいきせいかつ さぼーと きそじちたい やくわり みなお
地域生活のためのサポートについては、基礎自治体の役割の見直し
もととく しょうがい こども
も求められるところだが、特に、障害のある子どもをもったことを
じゅうよう かぞく しえん じゅうぶん しえん きゆう
受容するための家族への支援については、十分に支援できる機能がほ
んどないといった現状があり、家族支援の検討にあたっては、
しょうがいじちーむ けんとう ひつよう おも
障害児チームでも検討する必要があると思われる。

すいしんかいぎ けんとうようぼう いけんしょていしゅつす
2. 推進会議への検討要望（意見書提出済み）

しょうがい りかい かん ふきゅうけいはつ しょうがいしゃきほんほう
(1) 障害の理解に関する普及啓発については、「障害者基本法」

かいせい けんとう すす なか じゅうよう じこう りかい
改正の検討を進める中において重要な事項と理解しており、こ
ぎろん ひつよう おも
のこについて、議論が必要と思われる。

しょうがいしゃきほんほう もと しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい ちいきじりつ
(2) 「障害者基本法」に基づく障害者施策推進協議会と地域自立

しえんきょうぎかい おお じちたい やくわり じんせん じゅうふく
支援協議会では、多くの自治体で役割や人選が重複している
げんじょう きょうぎかい す わ やくわり
現状がみられることから、この2つの協議会の棲み分けや役割
ぶんたん せいり かん ぎろん ひつよう おも
分担、整理に関する議論が必要と思われる。

ちいきじりつしえんきょうぎかい ほうてき いち さだ うえ
(3) 地域自立支援協議会については、法的な位置づけを定めた上で、

ちいき かいけつこんなんじれい と く なか しょうがいふくしけいかく
その地域における解決困難事例に取り組む中で、障害福祉計画
やくわり いち ひつよう すうち
へとつなげる役割として位置づけることが必要であり、また、数値
もくひょう もにたりんぐ もんだい せさくすいしんきょうぎかい
目標のモニタリングの問題については、施策推進協議会との
やくわりぶんたん ふく ぎろん ひつよう おも ただ じょうき やくわり
役割分担も含め、議論が必要と思われる。但し、上記の役割を
は ほうほう しちょうそん じつじょう いちさだ はば
果たすための方法については、市町村の実情によって一定の幅
があつてよい。

だい き さぎょうち ー む もう おく
3. 第2期作業チームへの申し送り

こみゆにけーしょん いどうしえん ろうどうぎょうせい きょういく
(1) コミュニケーション・移動支援については、労働行政や教育

ぎょうせい かんけいせい じゅうぶん けんとう ひつよう せいどじょう
行政との関係性を十分に検討する必要があるが、制度上の

じゅうふく しちょうそんかくさ せいど りよう かん ふくし
重複、市町村格差や制度の利用のしづらさに関しては、福祉の
はんい ぐたいてき たいおう ふく ぐたいてき けんとう
範囲で具体的にどこまで対応するべきかも含め、具体的に検討
ひつよう
する必要がある。

- ちいき かつどう しえん せんたー じぎょう ないよう なら しょうきぼ
(2) 地域活動支援センターの事業内容並びにいわゆる小規模
さぎょうしょ しんたいけい いこう さぎょう もんだいてん けんしょう
作業所のうち、新体系に移行できない作業の問題点の検証を
ふく ぐたいてき けんとう ようする
含め、具体的な検討を要する。

- けんりようご しく くわ しょうがいしゃさべつきんしほう しょうがいしゃ
(3) 権利擁護の仕組みそのものに加え、障害者差別禁止法や障害者
ぎゃくたいぼうしほう かばー ぶぶん じちたい じしゆてき にな やくわり
虐待防止法でカバーすべき部分と自治体が自主的に担う役割に
しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ ぎろん さぎょう
ついて、障がい者制度改革推進会議での議論はもとより、作業
ちーむ けんとう ひつよう
チームとして、さらに検討することが必要である。

- ちいき じりつ しえんきょうぎかい せっち じちたい じつじょう じったい
(4) 地域自立支援協議会の設置については、自治体の実情（実態）
りかい うえ うんえいしゆたい しゆだんなど けんとう
を理解した上で、運営主体や手段等をどうするのか、検討をさ
かさ ひつよう
らに重ねる必要がある。

- ちいき せい かついこう しゃかいてきにゆういん にゆうしょ ふせぐ せいび けつろん
(5) 地域生活移行（社会的入院・入所を防ぐための整備）の結論
しめ じちたい しょうがいふくしけいかくなど ちいき せい かついしえん
で示したように、自治体が障害福祉計画等で地域生活支援を
そくしん けいかく た ちゃくじつ じっこう かんが しょう
促進する計画を立て、着実に実行すべきと考えるが、障がい
しゃせいどかいかくすいしんかいぎ だいに じいけん ちいき せい かついこう
者制度改革推進会議「第二次意見」では、地域生活移行について
”くに いっぺい ねんじもくひょう あ と く ねんじ
“国は一定の年次目標を掲げて取り組むべきであり、その年次

もくひょう　じつげん　うけいれさき　きょじゅうとう　けいかくてきせいび
目標の実現のため受入先となる居住等の計画的整備が
ひつよう　ぐたいてき　ないよう　けんとう　よう
必要”とされたところであり、具体的な内容については検討を要
する。

い　じょう
以　上